

様式第 1 号 (裏面)

労働者災害補償保険法 (抄)

第四十八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場又は労働保険事務組合若しくは第三十五条第一項に規定する団体の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

様式第 1 号 (表面)

第 号
年 月 日 交付

労働者災害補償保険法

適用事業場検査証

官職氏名

厚生労働省
 労働局
 東京都
 労働部
 印

附則の次に様式として次の二様式を加える。

様式第 2 号 (裏面)

労働者災害補償保険法 (抄)

第四十九条 行政庁は、保険給付に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところによつて、保険給付を受け、又は受けようとする者（遺族補償年金又は遺族年金の額の算定の基礎となる者を含む。）の診療を担当した医師その他の者に対して、その行つた診療に関する事項について、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に、これらの物件を検査させることができる。

様式第 2 号 (表面)

第 号
年 月 日 交付

労働者災害補償保険法

診療録検査証

官職氏名

厚生労働省
 労働局
 東京都
 労働部
 印

様式第16号の10の2 (表面)

労働者災害補償保険

標準字体

0	5	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
1	6	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	ン	
2	7	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	ン
3	8	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	レ	シ	
4	9	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	ン

二次健康診断等給付請求書

帳票種別 * 38500		①管轄局 <input type="checkbox"/> 新潟 <input type="checkbox"/> 秋田		②帳票区分 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 移行		③保留 <input type="checkbox"/>		④受付年月日 年 月 日					
⑤労働者番号 <input type="text"/>		府 県 所 掌 管 轄 <input type="text"/>		基 幹 番 号 <input type="text"/>		枝 番 号 <input type="text"/>		⑥処理区分 * <input type="text"/>		⑦支給・不支給決定年月日 年 月 日		⑧特例コード <input type="text"/>	
⑨性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		⑩労働者の生年月日 年 月 日		⑪一次健康診断受診年月日 年 月 日		⑫二次健康診断受診年月日 年 月 日							
⑬ シメイ(カタカナ)：姓と名の間は1文字あけて記入してください。 <input type="text"/>													
氏 名 (歳) フリガナ 住 所													
一次健康診断(直近の定期健康診断等)における以下の検査結果について記入すること。 (以下の⑭、⑮、⑰及び⑱の異常所見について、すべて「有」の方が二次健康診断等給付を受給することができます。)													
⑭ 血圧の測定における異常所見(高い場合に限る。) 1 有 <input type="checkbox"/> 3 無 <input type="checkbox"/>		⑮ 血中脂質検査における異常所見(高い場合に限る。ただし、HDLコレステロールについては、低い場合に限る。) 1 有 <input type="checkbox"/> 3 無 <input type="checkbox"/>		血 糖 検 査 ⑯ 検査方法 <input type="checkbox"/> 血糖値検査 <input type="checkbox"/> ヘモグロビンA1c検査		⑰ 異常所見(高い場合に限る。) 1 有 <input type="checkbox"/> 3 無 <input type="checkbox"/>		⑱ BMI(肥満度)の測定における異常所見(高い場合に限る。) 1 有 <input type="checkbox"/> 3 無 <input type="checkbox"/>		⑲ 尿蛋白検査についての所見 1 - <input type="checkbox"/> 3 ± <input type="checkbox"/> 7 ++ <input type="checkbox"/> 9 +++ <input type="checkbox"/>		⑳ 脳又は心臓疾患について療養を行っているなど、当該疾患の症状の有無 1 有 <input type="checkbox"/> 3 無 <input type="checkbox"/>	
二次健康診断等実施機関の 名称 所在地		電話番号 - -		郵便番号 -									
㉑の期日が㉒の期日から3か月を超えている場合、その理由について、該当するものを○で囲むこと。 イ 天災地変により請求を行うことができなかった。 ハ その他 / 理由： ロ 医療機関の都合等により、一次健康診断の結果の通知が著しく遅れた。													
㉒の者について、㉑の期日が一次健康診断の実施日であること及び添付された書類が㉑の期日における一次健康診断の結果であることを証明します。 年 月 日 事業の名称 電話番号 - - - 事業場の所在地 郵便番号 - 事業主の氏名 ⑳ (記名押印又は署名) (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名) 労働者の所属事業場の名称・所在地 電話番号 - - -													
上記により二次健康診断等給付を請求します。 ㉓請求年月日 7平成 年 月 日 労働局長 殿													
病院 経由 診療所		郵便番号 -		電話番号 -									
請求人の 住 所 氏 名 ㉔ (記名押印又は署名)													

様式第十六号の十の次に次の様式を加える。

様式第16号の10の2 (裏面)

一次健康診断を行った医師が異常の所見がないと診断した項目について、産業医等が異常の所見があると診断した場合、当該産業医等が新たに異常の所見があると診断した項目について、該当するものを○で囲むこと。		
イ 血压		
ロ 血中脂質		
ハ 血糖値		
ニ BMI (肥満度)	異常の所見があると診断した産業医等の氏名	⑩ (記名押印又は署名)

〔注意〕

- 1 で表示された枠 (以下「記入枠」という。) に記入する文字は、光学的文字読取装置 (OCR) で直接読取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲み (⑨及び⑭から⑳までの事項並びに⑩、⑪、⑫及び⑬の元号については、該当番号を記入枠に記入すること。)、※印のついた記入枠には記入しないこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式表面右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りょうに記入すること。
- 4 「一次健康診断」とは、直近の定期健康診断等 (労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの) をいうこと。
- 5 ⑫は、実際に二次健康診断を受診した日 (複数日に分けて受診した場合は最初に受診した日) を、また、⑬は、二次健康診断等給付を請求した日 (二次健康診断等を医療機関に申し込んだ日) をそれぞれ記入すること。
- 6 ⑭から⑳までの事項を証明することができる一次健康診断の結果を添えること。
- 7 「二次健康診断等実施機関の名称及び所在地」の欄については、実際に二次健康診断等を受診した医療機関の名称及び所在地を記載すること (胸部超音波検査 (心エコー検査) 又は頸部超音波検査 (頸部エコー検査) を別の医療機関で行った場合、当該医療機関については記載する必要はない。)
- 8 「事業主の氏名」の欄及び「請求人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。
- 9 「労働者の所属事業場の名称・所在地」の欄については、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記載すること。
- 10 「産業医等」とは、労働安全衛生法第13条に基づき当該労働者が所属する事業場に選任されている産業医や同法第13条の2に規定する労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師 (地域産業保健センターの医師、小規模事業場が共同選任した産業医の要件を備えた医師等) をいうこと。

様式第三十四号の八(裏面)中「第27条第1号」を「第33条第1号」に改め、「昭和三十二年三月二十日」を「昭和三十二年三月二十日」に改め、同様式(裏面)中「第27条第1号」を「第33条第1号」に改める。
 様式第三十四号の十「第27条第3号」を「第33条第3号」に改め、同様式(別紙)中「昭和三十二年三月二十日」を「昭和三十二年三月二十日」に改め、同様式(別紙)中「昭和三十二年三月二十日」を「昭和三十二年三月二十日」に改める。

附則
 1 この告示による改正前の昭和三十一年労働省告示第十号様式第三十六号の適用事業場臨検証及び様式第三十七号の診療録検査証は、当分の間、それぞれ改正後の昭和三十一年労働省告示第十号様式第一号の適用事業場検査証及び様式第二号の診療録検査証とみなす。
 2 この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○厚生労働省告示第百二十九号
 労働者災害補償保険法施行規則(昭和二十年労働省令第二十二号)第一条第二項の規定に基づき、昭和四十五年労働省告示第六十号(労働者災害補償保険法施行規則第一条第一項の規定に基づき労働大臣が定める事務を定める告示等の件)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。
 平成十三年三月二十日
 厚生労働大臣 坂口 力

第二号及び第三号中「第二十三号第一項」を「第二十九号第一項」に改める。
 ○厚生労働省告示第百三十号
 健康保険法施行規則(大正十一年内務省令第三十六号)第六十三条ノ七第十号及び船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十七条第十号の規定に基づき、昭和五十九年九月厚生省告示第百五十五号(健康保険法施行規則第六十三条ノ七第七号及び第六十三条ノ八第三号並びに船員保険法施行規則第四十七条第七号及び第四十七条ノ二第三号の規定に基づき厚生大臣が定める医療に関する給付を定める件)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。
 平成十三年三月二十日
 厚生労働大臣 坂口 力

第一号中「第二十二条の助産施設への入所措置」を「第二十二条第一項の助産の実施」に改める。
 ○厚生労働省告示第百三十一号
 健康保険法施行規則(大正十一年内務省令第三十六号)第六十三条ノ七第七号及び第六十三条ノ八第三号並びに船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十七条第十号の規定に基づき、昭和五十九年九月厚生省告示第百五十五号(健康保険法施行規則第六十三条ノ七第七号及び第六十三条ノ八第三号並びに船員保険法施行規則第四十七条第七号及び第四十七条ノ二第三号の規定に基づき厚生大臣が定める医療に関する給付を定める件)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。
 平成十三年三月二十日
 厚生労働大臣 坂口 力

第二号中「第二十二条の助産施設への入所措置」を「第二十二条第一項の助産の実施」に改める。
 ○厚生労働省告示第百三十二号
 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十三条第二項の規定に基づき、昭和五十二年九月厚生省告示第百三十九号(社会保険診療報酬支払基金法第十三条第三項の規定に基づき厚生大臣の定める医療に関する給付を定める件)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。
 平成十三年三月二十日
 厚生労働大臣 坂口 力

第三号中「第二十二条の助産施設への入所措置」を「第二十二条第一項の助産の実施」に改める。
 ○厚生労働省告示第百三十三号
 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第二十六号)第一条第一項第十号の規定に基づき、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和三十二年九月厚生省告示第百二十四号)の規定に基づき、平成十三年四月一日から適用する。
 平成十三年三月二十日
 厚生労働大臣 坂口 力

第三号中「第二十二条の助産施設への入所措置」を「第二十二条第一項の助産の実施」に改める。
 ○厚生労働省告示第百三十四号
 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第百二十四号)の施行に伴い、平成八年厚生省告示第八十三号(船員保険法第四十六条第一項第一号の規定に基づき、身体障害者療養施設に準ずる施設を定める件)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。
 平成十三年三月二十日
 厚生労働大臣 坂口 力

社会福祉・医療事業団法施行令(第二条第五号等に規定する厚生労働大臣の定める者(以下「令」という。))第二条第五号に規定する厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。
 一 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会
 二 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会
 三 宗教法人
 四 令第五条第四号に規定する厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。
 一 前号に掲げる者
 二 厚生年金保険の適用事業所の事業主
 三 令第五条の二第二号に規定する厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。
 一 第一号に掲げる者
 二 指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者(平成四年二月厚生省告示第三十二号)第十号から第十四号までに掲げる者(第十四号に掲げる者については、営利を目的としない法人に限る。)
 三 財団法人厚生年金事業振興団、財団法人船員保険会及び社団法人日本海員救済会
 四 昭和三十二年五月厚生省告示第百五十八号(臨床工学士法の規定に基づき指定試験機関を指定した件)は廃止する。
 平成十三年三月二十日
 厚生労働大臣 坂口 力

第一号中「第二十三号第一項第二号」を「第二十九号第一項第二号」に改める。
 ○厚生労働省告示第百三十五号
 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第五十九号)の施行に伴い、平成七年三月厚生省告示第五十四号(船員保険法第三十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生大臣の定める給付基礎日額の算定方法)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。
 平成十三年三月二十日
 厚生労働大臣 坂口 力

第三十三号ノ二第四項及び第五項を「第三十三号ノ二第三項及び第四項」に改める。
 ○厚生労働省告示第百三十六号
 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第五十九号)の施行に伴い、並びに雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、平成十二年労働省告示第六十二号(雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。ただし、受給資格に係る離職の日が同月一日前である受給資格に係る基本手当の日額の算定については、なお従前の例による。
 平成十三年三月二十日
 厚生労働大臣 坂口 力

第一号及び第三号イ中「二千九百九十円」を「二千五百円」に改める。
 ○厚生労働省告示第百三十七号
 社会福祉・医療事業団法施行令(昭和五十九年政令第三四十二号)第二条第五号、社会福祉法及び第五号の二第二号の規定に基づき、社会福祉・医療事業団法施行令(第二条第五号等に規定する厚生労働大臣が定める者)を次のように定め、平成十三年四月一日から適用する。
 平成十三年三月二十日
 厚生労働大臣 坂口 力

第一号及び第三号イ中「二千九百九十円」を「二千五百円」に改める。
 ○厚生労働省告示第百三十八号
 昭和三十二年五月厚生省告示第百五十八号(臨床工学士法の規定に基づき指定試験機関を指定した件)は廃止する。
 平成十三年三月二十日
 厚生労働大臣 坂口 力

第一号及び第三号イ中「二千九百九十円」を「二千五百円」に改める。
 ○厚生労働省告示第百三十九号
 昭和三十二年五月厚生省告示第百六十号(義肢装具士法の規定に基づき指定試験機関を指定した件)は廃止する。
 平成十三年三月二十日
 厚生労働大臣 坂口 力

第一号及び第三号イ中「二千九百九十円」を「二千五百円」に改める。
 ○厚生労働省告示第百四十号
 昭和三十二年五月厚生省告示第百六十号(義肢装具士法の規定に基づき指定試験機関を指定した件)は廃止する。
 平成十三年三月二十日
 厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百十号
平成四年一月厚生省告示第三号(救急救命士法の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定した件)は廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百十一号
平成三年七月厚生省告示第百五十六号(歯科衛生士法の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定した件)は廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百十二号
平成四年十月厚生省告示第百二十三号(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規定に基づき、指定試験機関及び指定登録機関を指定した件)は廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百十三号
平成四年十月厚生省告示第百三十四号(柔道整復師法の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定した件)は廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百十四号
平成十年十一月厚生省告示第百五十八号(言語聴覚士法第二条第一項及び第三十六條第一項の規定に基づき指定登録機関及び指定試験機関を定める件)は廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百十五号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準(昭和三十八年四月厚生省告示第百五十八号)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。ただし、別表第九の1の(1)及び(2)の改正に係る部分については、同年五月一日から適用する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

別表第一第一章の2中「(人)所」を「(教育施設等)」に改める。
別表第一第一章の3の表中、「(学校、職業学校又は職業専門学校に所属する寄宿舎)」を「(学校、職業学校、職業専門学校に所属する寄宿舎)」に改める。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

別表第一第二章の2の(1)中、「(専修学校専攻科課程修了者)」の次に、「(専修学校専攻科課程修了者)」を加える。
別表第一第二章の5中、「10,000円」の次に「(25,000円以内)」を加える。
別表第二の表中、「4,180円」を「4,180円」に改める。
別表第四の表2の項中「(購入費)」を「(購入費及びその購入に必要な最小限の費用)」と改める。
別表第六の「61,000円」を「62,000円」に改める。
別表第九の1の(2)の表埼玉県の項中「(与野市)」を「(与野市、大田市)」に改める。
別表第九の1の(2)の表埼玉県の項中「(与野市)」を削る。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百十六号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十二条第二項の規定に基づき、ラテックス製コンドーム基準(昭和三十六年十一月厚生省告示第百十四号)及びプラスチック製視力補正用単焦点眼鏡レンズ基準(昭和五十五年十一月厚生省告示第百九十五号)は、廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百十七号
生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)第五十七条の十二第一項の規定に基づき、クリーニング業に関する標準営業約款(昭和五十八年三月厚生省告示第六十八号)の一部を次のように変更認可したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百十八号
生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)第五十七条の十二第一項の規定に基づき、クリーニング業に関する標準営業約款(昭和五十八年三月厚生省告示第六十八号)の一部を次のように変更認可したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百十九号
生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)第五十七条の十二第一項の規定に基づき、美容業に関する標準営業約款(昭和五十九年十月厚生省告示第百八十号)の一部を次のように変更認可したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百二十号
生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)第五十七条の十二第一項の規定に基づき、調理師法第八條の二第二項の規定に基づき調理技術に関する審査の事務を委託する団体を指定する件)は、平成十三年三月三十日、日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百二十一号
昭和六十年厚生省告示第百九十七号(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八條第三項の規定に基づき指定試験機関を指定した件)は、平成十三年三月三十日、日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百二十二号
健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程(昭和六十三年一月厚生省告示第百十八号)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百二十三号
昭和六十三年二月厚生省告示第三十二号(健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程に基づき、健康運動指導士審査・証明事業を認定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百二十四号
健康増進施設認定規程(昭和六十三年十一月厚生省告示第百七十三号)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百二十五号
平成元年六月厚生省告示第百二十四号(健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程に基づき、健康運動実践指導者の審査・証明事業を認定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百二十六号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百二十七号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百二十八号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百二十九号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百三十号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百三十一号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百三十二号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百三十三号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百三十四号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百三十五号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

別表第一第一章の3の表中、「(学校、職業学校又は職業専門学校に所属する寄宿舎)」を「(学校、職業学校、職業専門学校に所属する寄宿舎)」に改める。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

別表第一第一章の3の表中、「(学校、職業学校又は職業専門学校に所属する寄宿舎)」を「(学校、職業学校、職業専門学校に所属する寄宿舎)」に改める。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

別表第一第一章の3の表中、「(学校、職業学校又は職業専門学校に所属する寄宿舎)」を「(学校、職業学校、職業専門学校に所属する寄宿舎)」に改める。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

別表第一第一章の3の表中、「(学校、職業学校又は職業専門学校に所属する寄宿舎)」を「(学校、職業学校、職業専門学校に所属する寄宿舎)」に改める。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

